

平成 27 年 1 月

お客様各位

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

NISA(少額投資非課税制度)改正及び「投資信託約款規程集」の改訂について

平成 26 年度の税制改正により、平成 27 年 1 月から NISA(少額投資非課税制度)について、同一の勘定設定期間内における金融商品取引業者等の変更及び非課税口座の再開設が可能となりました。

また、これに伴い以下の通り、「投資信託約款規程集」を改訂いたしました。

＜改訂対象＞

投資信託約款規程集

＜改訂事項＞

「同一の勘定設定期間内における金融機関変更」及び「非課税口座の再開設」が可能となったことを反映

＜改訂日＞

平成 27 年 1 月 5 日(月)

※改訂後の「投資信託約款規程集」は、次ページ以降をご参照ください。

【お問い合わせ先】

お取引店(受付時間: 平日 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く))

以上

投資信託約款規程集

投資信託受益権に関する取引規程

投資信託振替決済口座管理規程

定期定額購入取引規程

野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド)
自動けいぞく(累積)投資規程

中期国債ファンド自動けいぞく(累積)投資規程

特定口座に係る上場株式等保管委託約款

特定口座に係る上場株式配当等
受領委任に関する約款

非課税上場株式等管理に関する約款

自動けいぞく(累積)投資規程

投資信託受益権に関する取引規程

第1章 取引

第1条（規程の趣旨）

この規程は、投資信託受益権に関する取引（取扱を含む。以下同じ。）について、お客様と三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条（利用可能取引）

お客様は、この規程に基づいて投資信託受益権に関する次に掲げる取引（以下「利用可能取引」といいます。）をご利用いただけます。

- ① 第2章に定める振込先指定方式による取扱い
- ② 第3章に定める取引残高報告書方式による取扱い
- ③ 当社が別に取扱を定める累積投資取引（定期引出契約の締結を含む）
- ④ 当社が別に取扱を定める投資信託振替決済口座による取扱い

第3条（申込方法等）

- (1) お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入の上署名捺印し、これを当社国内の本・支店に提出することによって、利用可能取引を申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り、利用可能取引を開始することができます。お客様が利用可能取引を申し込んだ場合、前条第1号、第4号の取引を必ず申し込むものとします。
- (2) お客様には申込時に当社所定の印鑑届により印鑑、住所、氏名等を届けていただきます。

第2章 振込先指定方式

第4条（振込先指定方式）

振込先指定方式とは、本規程に基づいてお預りするお客様の口座内のすべての受益権に関する取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）を、お客様のあらかじめ指定する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に振込む方式をいいます。

第5条（指定預金口座の取扱）

指定預金口座は原則として当店のお客様名義の普通預金口座または当座預金口座としていただきます。

第6条（指定預金口座の変更）

指定預金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によつて届出ていただきます。

第3章 取引残高報告書方式

第7条（取引残高報告書方式）

取引残高報告書方式は、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する方式をいいます。

第8条（取引残高報告書の取扱・定期交付）

- (1) 当社は、お客様とのお取引が生じた場合（お取引がないときは当社所定の時期）に、当該投資信託受益権にかかる取引明細および投資信託受益権の預り残高を記載した取引残高報告書を3か月毎（3月・6月・9月・12月）に当該月末現在で作成し、送付します。当書類は、照合通知書を兼ねることとします。
- (2) お客様は、当社から取引残高報告書の送付を受けた場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、残高明細を記載した回答書を同封させていただいた場合は、当社に必ず当該回答書をご返送ください。
- (3) 取引残高報告書の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに当社取引店の内部管理責任者にご連絡ください。取引残高報告書を送付させていただきました後、15日以内にご連絡がなかった場合、当社はその記載事項すべてについて承認いただいたものとして取扱うことができるものとします。

第9条（都度交付）

取引残高報告書の交付を定期的ではなく、都度交付する場合、当社所定の書類によりお申し出ください。

第4章 雜 則

第10条（契約期間等）

投資信託振替決済口座管理規程第4条に定める取扱いといたします。

第11条（届出事項の変更）

投資信託振替決済口座管理規程第12条に定める取扱いといたします。

第12条（解約等）

投資信託振替決済口座の解約は投資信託振替決済口座管理

規程第17条、第18条に定める取扱いといたします。

第13条（免責事項）

投資信託振替決済口座管理規程第20条に定める取扱いといたします。

第14条（規程の変更）

この規程は法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規程の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

以 上

投資信託振替決済口座管理規程

第1条（規程の趣旨）

この規程は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第2条（振替決済口座）

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- (3) 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

- (1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の申込書によりお申し込みいただきます。
- (2) 当社は、お客様から当社所定の申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設します。
- (3) 振替決済口座は、この規程に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規程の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第4条（契約期間等）

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- (2) この契約は、お客様又は当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条（当社への届出事項）

当社所定の申込書に押なつされた印影及び記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑等とします。

第6条（振替の申請）

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - ③ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ④ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑤ 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑥ 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ホ 償還日

へ 償還日翌営業日

- (7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの
- (2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。
- (1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
 - (2) お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - (4) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (5) 振替を行う日
- (3) 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5) 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があつたものとして取り扱います。

第7条（他の口座管理機関への振替）

- (1) 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当社は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当社で投資信託受益権を受入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合、正しく手続きが行われないことがあります。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

第8条（担保の設定）

お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合

は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

第9条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第10条（償還金、解約金及び収益分配金の受入れ等）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

第11条（連絡事項）

- (1) 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。
 - ① 償還期限（償還期限がある場合に限ります。）
 - ② 残高照合のための報告
- (2) 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社取引店の内部管理責任者に直接ご連絡ください。
- (3) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の2第5項の規定に基づき特定投資家以外の顧客とみなされる者を除く。）及び金商法第34条の3第4項（金商法第34条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定投資家とみなされる者をいいます。）である場合かつ、当

該お客様からの第2項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

第12条（届出事項の変更）

- (1) 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。
- (2) 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。
- (4) 成年後見人等の届出については、以下の各号の規定に従うものとします。
 - ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - ③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2号と同様にお届け下さい。
 - ④ 前3号の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様にお届け下さい。
 - ⑤ 前4号の届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (5) 振替決済口座の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。

第13条（口座管理料）

- (1) 振替決済口座の管理料（以下「口座管理料」といいます。）は、別紙記載の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年3月の当社所定の日に、お客様が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。

なお、当初契約期間の口座管理料は契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。

- (2) 口座管理料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合又は投資信託受益権のすべてが償還された場合は、解約日又は償還日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割により返戻します。
- (4) 当社は、お客様が指定した預金口座に口座管理料に相当する金額がない場合は、第10条より当社が受け取る投資信託受益権の償還金、収益分配金、又は換金代金等（以下「償還金等」といいます。）から口座管理料に充当することができるものとします。

第14条（当社の連帯保証義務）

機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- ① 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- ② その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第15条（複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知）

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する投資信託受益権の口数についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

- ① 銘柄名称
- ② 当該銘柄についてのお客様の権利の口数を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）
- ③ 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受け

ている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の口数

第16条（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- (1) 当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が指定販売会社となっていない銘柄その他の当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第17条（解約等）

- (1) 振替決済口座は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当社所定の日までに当社所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当社所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、金銭によりお返しすることができます。第4条によるお客様からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- (2) 前項にかかわらず、当社所定の期間については、振替決済口座の解約をすることはできません。
- (3) 投資信託受益権は、お客様が他の口座管理機関へお振替するまでは、この規程により当社が管理しているものとします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はいつでもこの口座を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、金銭によりお返しすることができます。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ① お客様が手数料を支払わないとき
 - ② お客様について相続の開始があったとき
 - ③ お客様がこの規程に違反したとき
 - ④ 口座残高がない場合
 - ⑤ お客様が第22条に定めるこの規程の変更に同意しないとき
 - ⑥ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会勢力に該当すると認められ、当社が解約を申

し出たとき

- ⑦ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続したいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑧ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- (5) 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第4項に基づく償還金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- (6) 当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

第18条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行なったうえ、金銭により返還を行ないます。

第19条（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第20条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等のお客様が指定した預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害

- ⑥ 第19条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第21条（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託業者からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
- ③ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ④ 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この規程の規定により管理すること

第22条（規程の変更）

この規程は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規程の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

(別紙)

第13条第1項の振替決済口座の管理料は無料とします。

以上

定期定額購入取引規程

第1条（規程の趣旨）

この規程は、毎月お客様が指定する日（以下「引落指定日」といいます。）に、お客様があらかじめ指定した金額（以下「指定金額」といいます。）を、引落指定口座から引落し、お客様が指定する自動けいぞく（累積）投資銘柄の投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）を取得する取引に関する取り決めです。

この取引を定期定額購入取引（名称『<三菱UFJ信託>の「とうしんつみたて』（投資信託積立サービス）』）と呼びます。

第2条（取得代金等の引落）

- (1) 引落指定口座とは、投資信託受益権に関する取引規程第2章に定めるお客様の指定預金口座とします。
- (2) 定期定額購入取引を申し込まれる場合は、指定金額は1万円以上1,000円単位の金額とし、指定金額はお客様の指定預金口座からの預金の引落しによりお支払いいただきます。
- (3) 前項の預金の引落にあたっては、普通預金規定または当座預金規定にかかわらず、通帳および払戻し請求書の提出または小切手の振出は不要とし、当社所定の方法で行うものとします。
- (4) 指定金額の引落の結果、お客様の引落口座が貸越になる場合は、引落は行いません。
- (5) 同一日に定期定額購入取引により複数銘柄の引落を行う場合、当該銘柄の指定金額の合計額の引落ができないときは、すべての銘柄について引落を行いません。

上記(4)、(5)の場合および引落指定口座の残高不足等の理由で指定金額の引落しが成立しなかった場合は、当社からお客様への通知は特にいたしません。

第3条（取得方法、時期および引落金額）

- (1) 引落指定日が当社の休業日に当る場合は翌営業日に引き落とします。
- (2) 引落日においてお客様の指定預金口座からの指定金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当社がお預りし、ただちに累積投資約款の定めに従い当該銘柄の受益権の取得を行います。ただし指定預金口座の残高が引落日において指定金額に満たないときは、指定金額の引落は不成立となり、当該振込日の属する月における受益権の取得は行われないものとします。
- (3) 引落指定日が当該銘柄の取得申込の受付を行わない日である場合は、当該日以降で当該銘柄の取得申込の受付が可能になる営業日を引落日とします。

- (4) 指定金額には、当該累積投資銘柄の取得代金に加えて、
それに係る所定の手数料および消費税等を含みます。

第4条（申込事項の変更・解約、成年後見人等に関する届出等による取引の休止）

- (1) お客様は、引落日の2営業日前までに所定の手続によつて当社に申し出ることにより、定期定額購入取引の契約内容の変更・解約を行うことが出来ます。
- (2) 当社が本取引を営むことが出来なくなった場合、当社は本取引を休止または解約いたします。
- (3) お客様から成年後見人等の届出が当社に行われた場合、およびお客様に相続の開始があったことを当社が知った場合は、当社は速やかに以降のお客様の定期定額購入取引を休止いたします。

第5条（この規程の変更）

この規程は法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときに改定されることがあります。

以 上

野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド) 自動けいぞく(累積)投資規程

第1条（規程の趣旨）

この規程は、お客様（以下「申込者」といいます。）と、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、野村アセット・マネジメント株式会社の発行する野村MMF（マネー・マネージメント・ファンド）受益権（以下「野村MMF」といいます。）の累積投資に関するとりきめです。当社は、この規程に従って野村MMFの累積投資の委任に関する契約を申込者と締結いたします。

第2条（申込方法）

- (1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、捺印しこれを当社国内の本・支店（以下「取引店」といいます。）に提出することによって契約を申し込むものといたします。ただし、すでに他の累積投資取引の契約が締結されているときで、野村MMFの第1回目の払込みが行われた場合には、申込者からのお申し出により契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要とします。
- (2) 契約が締結されたときは、当社はただちに野村MMF自動けいぞく投資口座を設定いたします。なお、当社所定の印鑑届により当社に届出されている印影をもって、当社への届出印といたします。

第3条（金銭の払込）

申込者は、野村MMFの取得にあてるため、1回の払込みにつき10万円以上1円の整数倍の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、当社はこれと異なる払込単位を定めることができます。

第4条（取得の時期および価額）

- (1) 当社は、申込者から取得の申込みがあった日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、この時間を過ぎて申込日の翌営業日までに払込金を受入れるものについては申込日の翌営業日に、野村MMFを申込者に代って取得します。ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、取引店内で確認されたものに限ります。
- (2) 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。

- (3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）を下回ったときは、第1項および第2項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、野村MMFを申込者に代って取得します。
- (4) 取得された野村MMFの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該取得日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（受益権の管理）

- (1) この契約によって取得された野村MMFは、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）、投資信託振替決済口座管理規程に基づいて管理いたします。
- (2) 当社は、当該管理にかかる野村MMFにつき、管理料を申し受けることがあります。

第6条（果実の再投資）

- (1) 前条の管理にかかる野村MMFの果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合については、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代って、当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、野村MMFを申込者に代って取得します。
- (2) 当月の最終営業日の前の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）を下回ったときは、前項の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、野村MMFを申込者に代って取得します。

第7条（返還）

- (1) 申込者は、自己の所有する野村MMFまたは果実の返還を当社に請求することができます。この場合、当該請求にかかる野村MMFについては、返還の請求があった日の翌営業日（以下「受渡日」といいます。）の前の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還にかえるものとします。ただし、受渡日が取得日から30日以内の場合は、野村アセット・マネジメント株式会社に代わり、野村MMF 1万口につき10円を信託財産留保額として申し受けます。
- (2) 前項の請求は、所定の手続によってこれを行うものとします。

第8条（解約）

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
- ① 申込者から解約の申し出があったとき
 - ② 当社が野村MMFの累積投資業務を営むことができなくなつたとき
 - ③ 野村MMFが償還されたとき
- (2) この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく管理中の野村MMFおよび果実を第7条に準じて申込者に返還いたします。

第9条（申込事項の変更・成年後見人等の届出等）

投資信託振替決済口座管理規程第12条に定める取扱いといたします。

第10条（その他）

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他のいかなる名目によつても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。
- ① 届出印の押捺された所定の受領書と引換えに、この契約に基づく野村MMFまたは果実を返還した場合
 - ② 所定の手続きにより返還の申し出がなかつたため、または印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく野村MMFまたは果実を返還しなかつた場合
 - ③ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく野村MMFの取得、もしくは、野村MMFまたは果実の返還が遅延した場合
- (3) この契約は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、改定されることがあります。

以 上

(別紙)

第5条第2項の野村MMF管理料は無料とします。

以 上

中期国債ファンド自動けいぞく(累積)投資規程

第1条（規程の趣旨）

この規程は、お客様（以下「申込者」といいます。）と三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、三菱UFJ投信株式会社の発行する中期国債ファンド受益権（以下「中期国債ファンド」といいます。）の累積投資に関するとりきめです。当社は、この規程に従って中期国債ファンドの累積投資の委任に関する契約を申込者と締結いたします。

第2条（申込方法）

- (1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、捺印しこれを当社国内の本・支店（以下「取引店」といいます。）に提出することによって契約を申し込むものいたします。ただし、すでに他の累積投資取引の契約が締結されているときで、中期国債ファンドの第1回目の払込みが行われた場合には、申込者からのお申し出により契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要とします。
- (2) 契約が締結されたときは、当社はただちに中期国債ファンド自動けいぞく投資口座を設定いたします。なお、当社所定の印鑑届により当社に届出されている印影をもって、当社への届出印といたします。

第3条（金銭の払込）

申込者は、中期国債ファンドの取得にあてるため、1回の払込みにつき10万円以上1円の整数倍の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができます。ただし、当社はこれと異なる払込単位を定めることができます。

第4条（取得の時期および価額）

- (1) 当社は申込者から取得の申込みのあったとき、遅滞なく中期国債ファンドの取得を行います。
- (2) 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。
- (3) 取得された中期国債ファンドの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該取得日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（受益権の管理）

- (1) この契約によって取得された中期国債ファンドは、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）、投資信託振替決済口座管理規程に基づいて管理いたします。

- (2) 当社は、当該管理にかかる中期国債ファンドにつき、管理料を申し受けることがあります。

第6条（果実の再投資）

前条の管理にかかる中期国債ファンドの果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合については、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代って、当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、中期国債ファンドを申込者に代って取得します。

第7条（返還）

- (1) 申込者は、自己の所有する中期国債ファンドまたは果実の返還を当社に請求することができます。この場合、当該請求にかかる中期国債ファンドについては、返還の請求があった日の翌営業日（以下「受渡日」といいます。）の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還にかえるものとします。ただし、受渡日が取得日から30日以内の場合は、三菱UFJ投信株式会社に代わり、中期国債ファンド1万口につき10円を信託財産留保額として申し受けます。
- (2) 前項の請求は、所定の手続によってこれを行うものとします。

第8条（解約）

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
- ① 申込者から解約の申し出があったとき
 - ② 当社が中期国債ファンドの累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ 中期国債ファンドが償還されたとき
- (2) この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく管理中の中期国債ファンドおよび果実を第7条に準じて申込者に返還いたします。

第9条（申込事項の変更・成年後見人等の届出等）

投資信託振替決済口座管理規程第12条に定める取扱いといたします。

第10条（その他）

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号により生じた損害については、その責

を負いません。

- ① 届出印の押捺された所定の受領書と引換えに、この契約に基づく中期国債ファンドまたは果実を返還した場合
 - ② 所定の手続きにより返還の申し出がなかつたため、または印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく中期国債ファンドまたは果実を返還しなかった場合
 - ③ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく中期国債ファンドの取得、もしくは、中期国債ファンドまたは果実の返還が遅延した場合
- (3) この契約は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、改定されることがあります。

以 上

(別紙)

第 5 条第 2 項の中期国債ファンド管理料は無料とします。

以 上

特定口座に係る上場株式等保管委託約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）において開設する特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。

2 お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、他の取引規程もしくは契約の定めによるものとします。

第2条（特定口座開設届出書等の提出）

お客様が当社に特定口座の開設を申し込むにあたっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。

2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収の選択を取りやめたい旨のお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

3 お客様が当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。

第3条（特定保管勘定における保管の委託）

当社は、特定口座に係る上場株式等の保管の委託は特定保管勘定（特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定）において行います。

第4条（所得金額の計算）

当社は、特定口座における上場株式等の譲渡損益計算を、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当社は、お客様の特定保管勘定においては、以下の上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除く。）を受入れます。

- ① 特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
- ② 当社以外の証券業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- ③ 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。）により取得した上場株式等
- ④ お客様が、相続（限定承認に係るものを除く。以下、同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下、同じ。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座又は一般口座、若しくは他の証券業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている上場株式等を、移管又は社債、株式等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載または記録による方法で、当社の当該お客様の特定口座に受入れる上場株式等
- ⑤ お客様が、特定口座内保管上場株式等について生じた次に掲げる事由により取得した上場株式等であって、社債、株式等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法で行われるもの等、法令の定めにより特定口座への受入れが認められているもの
 - イ 株式の分割又は併合
 - ロ 法人の合併
 - ハ 法人の分割
 - ニ 株式交換等
 - ホ 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使

第6条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対する方法のいずれかにより行います。

第7条（源泉徴収）

当社は、お客様が特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収を行います。

2 上場株式等の譲渡を外貨決済により行った場合の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。

第8条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第12項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号口に定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第9条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）②に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項及び第12項の定めるところにより行います。

第10条（相続又は遺贈による特定口座への受入れ）

当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）④に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項第三号又は第四号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第16項から第18項までに定めるところにより行います。

第11条（年間取引報告書等の送付）

当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。

第12条（地方税に関する事項）

当社は、お客様から租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合には、地方税法第71条の51の規程に基づき株式等譲渡所得割を特別徴収いたします。

第13条（特定口座に係る事務）

特定口座に関する事項の細目については、関係法令及びこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

第14条（契約の解除）

- 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
- ① お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
 - ② 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

第15条（合意管轄）

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第16条（約款の変更）

当社は、この約款の内容が変更される場合は、お客様にその変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し出がないときは、その変更に同意いただいたものとします。

2 前項の通知は、その内容がお客様の従来の権利を制限する若しくはお客様の新たな義務を課するものではない場合又はその内容の変更が軽微である場合は、当社ホームページ等への掲載又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代えることができるものとします。

以 上

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6 第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3 第2項に規定する上場株式等をいいます。）に係るものに限ります。）のみを受入れます。

- ① 租税特別措置法第8条の3 第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ② 租税特別措置法第9条の2 第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ③ 租税特別措置法第9条の3の2 第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- 2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するものののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

申込者が租税特別措置法第37条の11の6 第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日（決算日）までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6 第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

2 申込者が租税特別措置法第37条の11の6 第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日（決算日）までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6 第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

第4条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

第5条（所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6 第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

第6条（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7 第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- ② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

第7条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

以上

非課税上場株式等管理に関する約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託約款規程集」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第2条（非課税口座開設届出書等の提出）

お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等並びに「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出して下さい。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基になった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。

2 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。

3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に

規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合

非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合

非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき

5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。

第3条（非課税管理勘定の設定）

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった

日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第4条（非課税管理勘定における処理）

上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。

第5条（非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲）

当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社国内の本・支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本・支店に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が100万円を超えないもの

イ 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの
ロ 非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等

② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等

第6条（譲渡の方法）

非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は第4項第1号若しくは第2号に

規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。

- ① 第5条第1号口に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管（ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して100万円を超えないものに限ります。）
- ② 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座（他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいいます。）への移管（特定口座への移管は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）

第9条（他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等）

当社は、第5条第1号口及び前条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項の定めるところにより行います。

第10条（非課税口座取引である旨の明示）

お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得

をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特に申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）。

2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第11条（契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤ お客様がこの約款の変更に同意されないとき

第12条（合意管轄）

この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第13条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要

が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。

附則

この約款は、平成27年1月1日より適用させていただきます。

以 上

自動けいぞく(累積)投資規程

第1条（規程の趣旨）

この規程は、お客様と三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、証券投資信託受益権（以下「投信」といいます。）の累積投資に関するとりきめです。

当社は、この規程に従って投信の累積投資の委任に関する契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

第2条（申込方法）

- (1) お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、捺印しこれを当社国内の本・支店（以下「取引店」といいます。）に提出することによって各銘柄ごとに契約（以下「当該契約」といいます。）を申し込むものといたします。
- (2) 前項の契約が締結されたときは、当社は直ちに各銘柄ごとに累積投資口座を設定いたします。なお、当社所定の印鑑届により当社に提出されている印影をもって、当社への届出印といたします。

第3条（金銭の払込）

お客様は、前条により設定された累積投資口座にかかる銘柄の投信（以下「当該投信」といいます。）を取得するため、1回の払込につき10万円以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができます。ただし、当社はこれと異なる払込単位を定めることができます。

第4条（取得の時期および価額）

- (1) 当社は、お客様から当該投信取得の申込みのあったときは、当該投信の目論見書の定めに基づき遅滞なく当該投信の取得を行います。ただし、当該投信の目論見書において取得申込日に制限が設けられている場合は、その定めに従います。
- (2) 前項の取得価額は、当該投信の目論見書の定めによるものとします。なお、当社は当該投信の目論見書に定める所定の手数料および手数料に対する消費税を加えた金額を払込代金の中から申し受けます。
- (3) 取得された当該投信の所有権並びにその元本または果実に対する請求権は、その取得があった日からお客様に帰属するものといたします。

第5条（受益権の管理）

- (1) この契約によって取得された当該投信は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）、投資信託振替決済口座管理規程に基づいて管理いたします。

- (2) 当社は、当該管理にかかる当該投信につき、管理料を申し受けます。

第6条（果実の再投資）

- (1) 前条の管理にかかる当該投信の果実は、お客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の累積投資口座に繰入れ、原則としてその全額をもって決算日の価額により当該投信を取得します。なお、この場合、取得の手数料は無料といたします。
- (2) 当社は、お客様の申し出により、当該投信の果実について、定期引出契約（以下「定期引出」といいます。）を締結することができるものとします。この場合、前項にかかわらず、お客様に代わって当社が受領した当該投信の果実については、その全額より税金等を差引いた金額をお客様の指定預金口座に自動的に入金します。
- (3) 当社は、お客様の申し出により、前項の定期引出を停止することができるものとします。この場合、当該投信の果実は、第1項のとおり取り扱うことといたします。
- (4) お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、捺印しこれを取引店に提出することによって定期引出、もしくは定期引出の停止を申し込むものといたします。

第7条（返還）

- (1) お客様は、いつでも当社を通じて自己の保有する当該投信またはその果実の返還を請求することができます。ただし、当該投信の目論見書において返還の申込日に制限が設けられている場合には、その目論見書の定めに従います。
- (2) 当社は、お客様から前項の返還の請求を受けたときにこれを換金し、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、当該投信の目論見書の定めによるものとします。
- (3) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとします。

第8条（解約）

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。
- ① お客様から解約のお申し出があったとき
② お客様の累積投資口座の残高が無くなった日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該累積投資口座において受益権の買付が行われなかったとき
③ 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
④ 受益権が償還されたとき
- (2) この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく前条に準じて管理中の当該投信およびその果実を返還いたします。

第9条（届出事項の変更・成年後見人等の届出等）

- (1) 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は、遅滞なく当社にお申し出のうえ、当社所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた損害については当社は責任を負いません。
- (2) 成年後見人等の届出については、以下の各号の規定に従うものとします。
 - ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - ③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2号と同様にお届けください。
 - ④ 前3号の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
 - ⑤ 前4号の届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第10条（その他）

- (1) 当社は、当該契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 届出印の押印された所定の受領書と引換えに、当該契約に基づく当該投信またはその果実を返還した場合
 - ② 印影が届出印と相違するために当該契約に基づく当該投信またはその果実を返還しなかった場合
 - ③ 天災地変その他不可抗力により、当該契約に基づく当該投信の取得、もしくは当該投信またはその果実の返還が遅延した場合
- (3) 当該契約は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、改定されることがあります。

以 上

(別紙)

第5条第2項の累積投資口座にかかる銘柄の投信管理料は無料とします。

以 上

常177-A(20,000冊) '14.12 FU